令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.1.23	R7.2.6	懲戒免職処分に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1		1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局人事部人事課
2	R7.1.29	R7.2.7	懲戒免職処分に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1		1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局人事部人事課
3	R7.2.13	R7.2.27	・期日経過記録（令和６年１１月７日） ・判決書（東京高裁令和７年２月１３日判決）	30		1				1	1	1	1		1				（条例第7条第1号） 法令の定めるところにより、公にすることができないと認められるため （条例第7条第2号） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため （条例第7条第3号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （条例第7条第4号） 印等影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため （条例第7条第6号） 裁判所が行う閲覧制限及び訴訟事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部法務課
4	R7.2.19	R7.2.28	小笠原支庁（母島除く）に勤務する全職員の名簿																請求された公文書については、条例第18条第2項に規定する「インターネットによる公表情報 等」に該当する公文書であるため	総務局人事部人事課
5	R7.1.9	R7.2.28	裁決書（２総総法査第９６２号及び同第９６３号） 裁決書（３総総法査第５３１号及び同第５３２号） 裁決書（４総総法査第３号及び同第４号） 裁決書（４総総法査第２３２号及び同第２３３号） 裁決書（４総総法査第２８４号） 裁決書（４総総法査第３１６号） ただし、以下の情報を除く。 １　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 ２　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ３　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	96	1															総務局総務部法務課